



2021年9月27日
メディカル少額短期保険株式会社

年間1,030円「メディカル感染症ほけん」発売

新型コロナ、インフルなど118種（※1）の感染症を補償
医療・福祉関係者向け、勤務外でも見舞金

（※1）2021年9月27日時点

メディカル少額短期保険株式会社（代表取締役・新谷夏郎）は、事務職を含む医療・福祉関連業務の従事者の皆様向けに、年間1,030円の保険料で、対象となる感染症（118種類）に罹患し亡くなった場合に死亡保険金100万円、入通院や自宅待機の場合は日数に応じて見舞金1万～10万円をお支払いする「**メディカル感染症ほけん**」（正式名称「感染症保険」）を、9月27日から単体商品として発売します。



当社の感染症保険は、新型コロナウイルス感染症が日本に上陸する前から、医療・福祉系専門職、業務補助者、医療系職能団体会員などの方々を対象に、業務中の賠償責任保険とのセット商品として販売してまいりました。現在、約2万5千人にご契約いただいています。

感染症罹患を補償する保険の多くは、極めて重篤な症状となる1～3類の感染症を補償対象としています。当社の感染症保険の補償範囲は、これに加えてインフルエンザ、ノロウイルス（感染性胃腸炎）、流行性角結膜炎などの比較的身近な4、5類の感染症、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症（以上、「感染症法」上の分類）および当社が指定する感染症まで計118種類です。これは、現在認識されている感染症、新たに出現する感染症に対して常に補償できる態勢をとることにより、確かな安心を提供することが社会的にも重要であると考えているからです。

このたび、新型コロナウイルス感染症の蔓延による医療・福祉業界のニーズを受け、感染症保険単体でもご契約いただけるようにしました。ご契約いただけるのは、医療・福祉関連業務の従事者（医療・福祉施設に勤務する事務職、役職員の方を含む）です。

【特 長】**①医療・福祉関係者限定で安価な保険料を実現**

年間保険料は、全国民を対象とする場合に比べて安価な 1,030 円です。これは、医療・福祉関連業務に従事する方々の職場は感染対策が徹底されており、個々の従事者の感染症に対する知識、日常生活における感染予防のレベルが相対的に高く、全国民平均より罹患率が低いことから実現できたものです。

医師、看護師、介護福祉士といった専門職に限らず、医療・福祉施設に勤務されている方であれば事務職や役職員でもご契約いただけるのも特長です。

②幅広い感染症をカバー

補償の対象となる感染症は、感染症法で定める 1～5 類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症、その他当社が指定する感染症の計 118 種類と広範囲です。感染症法の分類を採用しているため、新型コロナが「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」へと分類が変わったときのように、今後どこに分類されようとも変わらず補償対象です。

③自宅待機でも最大 10 万円の見舞金

感染症罹患による入院、通院の他に、医師の指導（新型コロナについては保健所の指示も含む）による自宅待機に対しても 1 万～10 万円の見舞金を給付します。自宅待機は、入院や通院に比べ医療費の支出がわずかですが、子供の送り迎えをシッターに依頼するなど医療費以外の実費がかかる場合があります。雇用形態によっては自宅待機した日数が、そのまま給与のマイナスにつながります。自宅待機期間も通院と同じように日数カウントし、見舞金を給付します。死亡保険金は 100 万円です。

④ネットで簡単手続き、24 時間補償

感染症罹患が勤務中であってもプライベートであっても 24 時間、補償の対象です。お申し込みから決済までインターネットで簡単にお手続きいただけ、申し込み翌日の午後 4 時から補償開始（※2）となります。

（※2）初年度契約に限り、契約日からその日を含めて 10 日の間に発病した場合は、補償対象となりません。

▶「メディカル感染症ほけん」の詳細、申し込みは、ホームページをご覧ください。

<https://www.medic-office.co.jp/medical-kansen/index.html>



【補償内容】

■年間保険料

1,030 円

■保険期間

1 年間（ご契約者の意思確認のうえ、自動継続）

■補償内容と保険金額・見舞金額

被保険者（補償を受ける方）が、国内で、責任開始日以降かつ保険期間中に対象となる感染症を発病し、その直接の結果として、発病日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合に死亡保険金を、入院、通院・自宅待機をした場合に見舞金をお支払いいたします。

保険金額・見舞金額

死亡保険金額	100 万円
--------	--------

入院見舞金額	
入院 31 日以上	10 万円
入院 15 日～30 日	5 万円
入院 8 日～14 日	3 万円
入院 4 日～ 7 日	2 万円
入院 1 日～ 3 日	1 万円

通院・待機見舞金額	
通院・待機 30 日以上	10 万円
通院・待機 16 日～29 日	5 万円
通院・待機 11 日～15 日	3 万円
通院・待機 6 日～10 日	2 万円
通院・待機 1 日～ 5 日	1 万円

【ご注意事項】

※入院見舞金および通院・自宅待機見舞金を合算して、保険期間中の支払限度額は80万円です。

※初年度契約に限り、契約日からその日を含めて10日の間に発病した場合は、補償対象となりません。

※発病日は、医師が感染症と診断するために行った検査の日と医師により感染症の治療が開始された日のいずれか早い日とし、発病日以降の入院、通院・自宅待機期間が補償対象となります。

※同日に通院と自宅待機が発生した場合は、その日を通院日とみなし、待機日数には数えません。

※同一の感染症については、保険期間中1回のみ対象となります。

※同時に2種類の感染症を発病した場合、見舞金の支払は重複しては行いません。

※感染症に罹患したことによる新たな疾病については、対象となりません。

※治療が2つ以上の保険期間に渡る場合は、発病日が属する保険期間での一回の罹患とみなします。

※医療・福祉施設でのご勤務でなくなった場合は、保険料が変わりますので弊社までご連絡ください。

対象となる感染症名一覧

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」「同施行令」「同施行規則」に定める1類～5類の感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症並びに保険会社が認める感染症（疥癬、成人T細胞白血病、ウイルス性心外膜炎、伝染性単核球症、溶連菌感染による合併症）

分類	感染症名
1類感染症	【法】エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
2類感染症	【法】急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）
3類感染症	【法】コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、菌チフス、パウチフス
4類感染症	【法】E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く）、ボツリヌス症、マラリア、野兔病【政令】ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、オムスク出血熱、回盲腸炎、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFVウイルスであるものに限る）、副症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス感染症、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ペネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類歯疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキーマウンテン脳炎
5類感染症	【法】インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症【省令】アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、虫歯結核菌、A群溶血性レンサ球菌感染症、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、急性性経性梅毒（急性灰白髄炎を除く）、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ペネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）、クラミジア感染症（オウム病を除く）、クロイツフェルト・ヤコブ病、重症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎（髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を除くとして特定された場合を除く）、ジアルジア症、腸管内インフルエンザ菌感染症、腸管内腸球菌感染症、腸管内肺炎球菌感染症、水痘、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、手足口病、伝染性紅斑、突発性発疹、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネタバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症
指定感染症	該当なし
新感染症	該当なし
メディカル少額短期保険が指定する感染症	疥癬、成人T細胞白血病、ウイルス性心外膜炎、伝染性単核球症、溶連菌感染による合併症

2021年9月27日現在

■お問い合わせ先

引受保険会社：メディカル少額短期保険株式会社

東京都中央区新川2-22-2 新川佐野ビル4F

フリーダイヤル 0120-900-358（土・日・祝日・年末年始休日を除く 9:00～17:00）

メール info@medical-ssi.co.jp

本件に関する報道関係者のお問い合わせは下記へお願いします。

■メディアからのお問い合わせ

担当：横山 電話 03-5244-9681（土・日・祝日・年末年始を除く 9:00～17:00）